

# 若い世代の結婚生活を支援します！

( 早 婚 夫 婦 支 援 事 業 )



結婚した若い世帯を対象に、新生活のスタートアップのための支援金を交付します。



※申請される方は、必ず**令和9年2月末までに**ご相談ください。

## 1 支給対象者

次の①～⑥の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍した世帯
- ② 夫婦の所得を合わせて500万円未満（世帯収入約670万円未満に相当）  
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
- ③ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ両方、又はいずれかの年齢が29歳以下の世帯
- ④ 夫婦ともに大野市に住民登録を有し、居住していること
- ⑤ 夫婦ともに市税を滞納していないこと
- ⑥ 過去にこの制度に基づく支援金等を受けていないこと



## 2 支給額

夫婦のいずれか又は夫婦共に 25歳以下の場合には1世帯当たり **40万円**

夫婦のいずれか又は夫婦共に 26歳～29歳の場合には1世帯当たり **30万円**

## 3 申請方法

★申請期間 **令和9年2月26日（金）まで**

※令和9年3月1日～令和9年3月31日に婚姻予定の方は事前にご相談ください。

○申請書類 指定の様式に必要事項を記入、また必要書類を添付し、  
子ども支援課へ提出してください。

○事業の詳細は、ホームページ又は、下記までお問い合わせください。 [こちら](#)▶



お問い合わせ：大野市教育委員会 子ども支援課 0779-64-5140